

第 8 次保健医療計画（外来医療）について

令和 5 年(2023年)11月
熊本県健康福祉部

第8次熊本県保健医療計画の項目一覧

令和5年度第2回熊本県保健医療推進協議会
(令和5年10月12日)資料1 ※一部加工

第1編 基本構想	第1章 計画策定の考え方		
	第2章 計画改定の背景		
	第3章 計画の目標と施策の柱		
	※今後作成予定 第4章 地域医療構想の推進		
第2編 基本計画	第1章 保健医療圏の設定と基準病床数		
	施策の柱	第1節 生活習慣病の発症予防と重症予防	第1項 より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善
	第2章 生涯を通じた健康づくり	第2節 生活機能の維持・向上	第2項 生活習慣病の早期発見・対策
			第3節 社会環境の質の向上
			第1項 医療機能の適切な分化と連携
	施策の柱	第1節 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進	第2項 外来医療に係る医療提供体制の確保 (外来医療計画を含む)
			第3項 医療情報の提供・ネットワーク化
			第4項 医療安全対策
			第5項 人権に配慮した保健医療
			第6項 移植医療
			第7項 血液の確保
		第2節 疾病に応じた保健医療施策の推進	第1項 がん ※
			第2項 脳卒中 ※
			第3項 心筋梗塞等の心血管疾患 ※
			第4項 糖尿病 ※
			第5項 精神疾患 ※
			第6項 認知症
			第7項 難病
			第8項 アレルギー疾患
		第3節 特定の課題に応じた保健医療施策の推進	第1項 在宅医療 ※
			第2項 救急医療 ※
			第3項 災害医療 ※
			第4項 新興感染症発生・まん延時における医療※
			第5項 へき地の医療 ※
			第6項 周産期医療 ※
			第7項 小児医療（小児救急医療を含む）※
			第8項 歯科保健医療
			第9項 母子保健
			第10項 高齢者保健医療福祉（介護保険を含む）
			第11項 障がい保健医療福祉

※は5疾病6事業及び在宅医療の項目

第2編 基本計画	施策の柱	第4章 地域の保健医療を支える人材の確保・育成	第1節 医師（医師確保計画を含む）		
			第2節 歯科医師		
			第3節 薬剤師（薬剤師確保計画を含む）		
			第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師		
			第5節 管理栄養士・栄養士		
			第6節 歯科衛生士・歯科技工士		
			第7節 その他の保健医療従事者		
			第8節 介護・福祉従事者		
	施策の柱	第5章 地域における健康危機への対応	第1節 健康危機管理に関する体制		
			第2節 感染症への対策	第1項 感染症対策の推進	
第2項 結核					
第3項 エイズ・性感染症・肝炎					
第3節 食品、医薬品等の安全対策			第1項 食中毒・食品安全		
			第2項 医薬品等の安全対策		
第3編 二次保健医療圏における計画の推進に向けて（圏域編）			※今後作成予定 （保健医療圏ごとに地域保健医療推進協議会にて内容を協議）		
第4編 計画の実現に向けて			※今後作成予定		

第8次熊本県保健医療計画(素案) 概要

令和5年度第2回熊本県保健医療
推進協議会(令和5年10月12日)
資料1-2 ※一部加工

暫定版 ※作成途中のため、施策体系の参考としてご使用ください。

1. 計画のポイント

● 新興感染症の発生・まん延時に備えた医療体制整備

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題への対応を図る。
- 6事業目として「新興感染症の発生・まん延時における医療」を新たに追加。
 - 5疾病5事業及び在宅医療においても、新興感染症発生・まん延時における医療体制の確保について追加
 - 新興感染症とも関連のある「ワンヘルス」の理念や今後の取組みについて新たに記載。

● 超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築

第7次計画に引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携を図るとともに、医療の質の向上や効率化を図る観点から、ICTの活用や医療分野のデジタル化を推進する。

要介護状態の要因の一つである骨折について、本県の現状などを記載し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組みへの支援について追記。

人口推計グラフ
挿入

● 二次保健医療圏における計画の推進に向けて(圏域編)

これまで、二次医療圏ごとに策定していた地域保健医療計画について、圏域編として地域の特性に応じた課題と取組みの方向性を整理し、本計画へ統合。

● ロジックモデルを用いた計画策定による政策循環の強化

政策循環(PDCAサイクル等)の仕組みを一層強化するために、国の医療計画作成指針で示された「ロジックモデル」のツールを活用して作成。

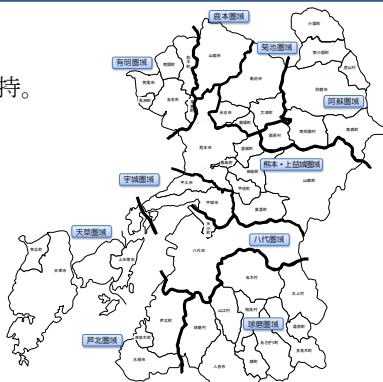
3. 保健医療圏の設定と基準病床数

● 二次保健医療圏

第7次保健医療計画における二次保健医療圏(10圏域)を引続き維持。

● 基準病床数と既存病床数

今後作成予定



2. 基本構想

基本目標

県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための
持続可能な保健医療体制の構築

柱1

生涯を通じた健康づくり

柱2

地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供

柱3

地域の保健医療を支える人材の確保・育成

柱4

地域における健康危機への対応

4. 第8次保健医療計画の主な取組み

● 新興感染症の発生・まん延時に備えた医療体制整備

これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新たな新興感染症発生時においても、当該対応と同等の医療体制等を迅速に構築することを目指し、平時から医療機関の機能及び役割に応じた協定締結を実施。

新興感染症発生時に、県民が適切に医療を受けられる体制を構築する。

● 医療情報の提供・ネットワーク化

【くまもとメディカルネットワークの推進】



加入者20万人を目指し、更に関係団体、市町村等と連携した普及啓発を実施する。

がん医療、周産期・小児医療等、各分野での活用促進による医療連携強化を図る。

● 外来医療に係る医療提供体制の確保(外来医療計画) ※別冊を統合

各地域における外来医療の見える化を図り、地域医療構想会議等での情報共有を進める。

地域で選定された「紹介受診重点医療機関」を周知するなど、地域の実情を踏まえた医療機関の役割分担を進める。

● 在宅医療の推進

在宅医療提供体制の充実を図るために、「在宅医療サポートセンター」及び「訪問看護総合支援センター」等と連携し、人材育成や好事例の展開などを進める。

ACP(アドバンス・ケア・プランニング)について、医療・介護専門職及び住民向けの普及啓発に取り組む。



※ACPとは、今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスのこと。

● 医師確保(医師確保計画) ※別冊を統合

医師の地域偏在の状況等を踏まえ、大学病院、県医師会、関係医療機関と連携し、自治医科大学卒業医師や医師修学資金貸与医師等、地域医療を支える医師の養成・確保に取り組む。周産期、小児医療を担う医師の確保のための取組みを更に推進する。

● 薬剤師確保(薬剤師確保計画)

県内の薬局・病院における薬剤師の就業状況等を把握するとともに、潜在薬剤師の復職支援、就職説明会等を実施することにより、県内における薬剤師の確保に取り組む。

薬剤師が不足する地域へ薬剤師を派遣する等、薬剤師少数地域における確保支援を実施。

第8次熊本県保健医療計画（素案）概要

～分野ごとの主な取組み～

令和5年度第2回熊本県保健医療
推進協議会
(令和5年10月12日)資料1-2

◎は新興感染症発生・まん延時の医療提供体制

生涯を通じた健康づくり

- より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善
 - ・健康的な食生活の推進
 - ・身体活動・運動の推進
- 生活習慣病の早期発見・対策
 - ・特定健診実施率向上に向けた取組身の推進
 - ・特定健診・特定保健指導の実施体制の強化
- 生活機能の維持・向上
 - ・高齢者の食を通じた健康づくりの推進
 - ・こころの健康づくりの推進
- 社会環境の質の向上
 - ・自然に健康になれる環境づくり
 - ・健康情報が入手・活用できる環境づくり

糖尿病

- 発症予防・早期発見対策の推進
- 重症化予防の推進
- 保健医療提供体制の整備
- ◎感染症のまん延や災害等を見据えた糖尿病対策の推進

災害医療

- 災害医療提供体制の強化
- 災害拠点病院を中心とした体制の強化
- 災害時の精神保健医療提供体制の整備
- 備蓄医薬品の適正管理・医薬品等の供給体制の確保
- 災害時の保健活動体制の整備
- 災害時のリハビリテーション体制の整備

がん

- 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- 患者本位で持続可能ながん医療の提供
- がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
- これらを支える基盤の整備
- ◎感染症のまん延や災害等を見据えたがん対策の推進

精神疾患

- 精神科医療機関の医療機能の明確化・相互の連携
- 精神科病院の入院患者の減少・退院率の上昇
- うつ病・躁うつ病に係る相談及び診療体制の強化
- 児童・思春期精神疾患に係る診療体制の確保
- 依存症に係る診療体制及び支援体制の確保
- ◎新興感染症の発生・まん延における精神科医療提供体制の確保

へき地の医療

- 無医地区・無歯科医地区における住民の医療の確保
- へき地拠点病院の機能強化・運営支援
- へき地診療所の運営支援
- へき地の救急搬送体制の強化
- へき地医療支援機構の機能強化及び地域医療支援センターとの緊密な連携
- へき地医療を支える医師の確保及び総合診療専門医の養成・支援

脳卒中/心筋梗塞等の心血管疾患

- 発症予防・早期発見対策の推進
- 医療提供体制の強化
- 周知啓発・情報提供の推進
- ◎新興感染症発生・まん延時や災害時等の有事における医療体制の整備

救急医療

- 初期救急医療体制、二次救急、三次救急医療体制の強化
- 適切な機能・役割分担による救急医療体制の強化
- ドクターヘリ等救急搬送体制の強化
- ◎新興感染症発生・まん延における救急医療体制の整備

周産期医療/小児医療

- ＜周産期医療＞
 - 早産予防対策の充実
 - 周産期医療提供体制の充実
 - NICU退院児等の在宅移行支援体制の構築
 - 出産後の切れ目のない支援体制の整備
- ＜小児医療＞
 - 小児救命救急医療体制の整備
 - 夜間・休日の相談対応及び適切な受診の推進
 - 児童虐待対応体制の整備
- ＜共通＞
 - 災害時小児・周産期医療提供体制の強化
 - ◎新興感染症発生・まん延時の医療体制整備

その他の医療体制と保健医療従事者の確保等 ～主な取組み～

- | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|---|---|
| □ 医療安全対策
・医療安全管理者の設置と医療事故調査制度に係る理解の促進

□ 移植医療
・臓器移植及び骨髄移植に関する普及啓発の充実 | □ 血液の確保
・若年層への普及啓発の強化
・血液製剤の使用適正化の推進

□ 認知症
・早期診断・対応のための体制整備や認知症対応力の促進 | □ 難病
・医療提供体制の充実
・難病患者の社会参画、就労環境の整備

□ アレルギー疾患
・医療提供体制の充実
・医療従事者等の資質向上 | □ 歯科保健医療
・第5次歯科保健医療計画に基づく歯と口の健康づくりの推進

□ 母子保健
・妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備
・プレコンセプションケアの推進 | □ 高齢者保健医療福祉
・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に基づく高齢者の保健医療福祉施策の推進

□ 障がい保健医療福祉
・第6期障がい者計画に基づく発達障がい児(者)や医療的ケア児等への支援の充実 | □ 保健医療従事者の確保
・かかりつけ歯科医の普及
・医科歯科連携に従事する歯科医師の人材育成
・有事の際の看護職員確保
・市町村における管理栄養士・栄養士の配置促進
・歯科衛生士・歯科技工士の魅力発信 | □ 感染症対策
・平時からの健康危機に対する対応能力の向上
・ワンヘルスに関する取組みの検討
・結核対策の推進
□ 食品、医薬品等の安全対策
・食品事業者による自主的な衛生管理の向上
・医薬品等の適正使用の推進 |
|--|---|---|--|---|---|---|

計画素案に対する委員からの御意見（外来医療計画関係）

- 第8次熊本県保健医療計画（外来医療計画）素案について、委員に対し意見照会を実施。
- 外来医療計画に関する委員からの御意見は次のとおり。

委員	御意見	県の回答
坂本委員	紹介受診重点医療機関は、大都市圏にフォーカスした制度。地域では初期救急も地域医療支援病院が担わざるを得ない状況があり、初期救急と二次救急を分ける必要はない。 確定診断を行い、継続診療、経過観察があるときには、地域医療支援病院の逆紹介率を向上させていくことで解決できるのではないかと考える。 ※R5.10.12第2回熊本県保健医療推進協議会での御意見	全国一律の紹介受診重点医療機関制度については、地域医療支援病院が初期救急も担っている地域の実情に即さない部分があることについては承知しております。 そのような地域の実情を十分に踏まえ、医療機関の役割分担を進めていくことが重要だと認識しております。
山田委員	外来医療の連携に関して「くまもとメディカルネットワーク」を活用した情報共有に加えて、今後はオンライン診療の活用も検討してはどうか。 特に地方部においては、医師・医療従事者不足への対応の一つとして、オンラインによる診療やコンサルテーションを取り入れることにより、医療提供体制を確保することが可能となる。これは、医師を派遣する場合と比較して、移動時間の削減となるため、「医師の働き方改革」にも配慮可能である。	第8次保健医療計画案第2編第3章第3節5項の「へき地の医療」において、新たに、へき地診療所が限られた医療人材を活用し、住民に対し安定的に医療を提供することができるよう、遠隔医療等ICTを活用した診療を支援することとしております。 このような取組みにより、へき地における診療を含めたICTを活用した取組みを推進して参ります。

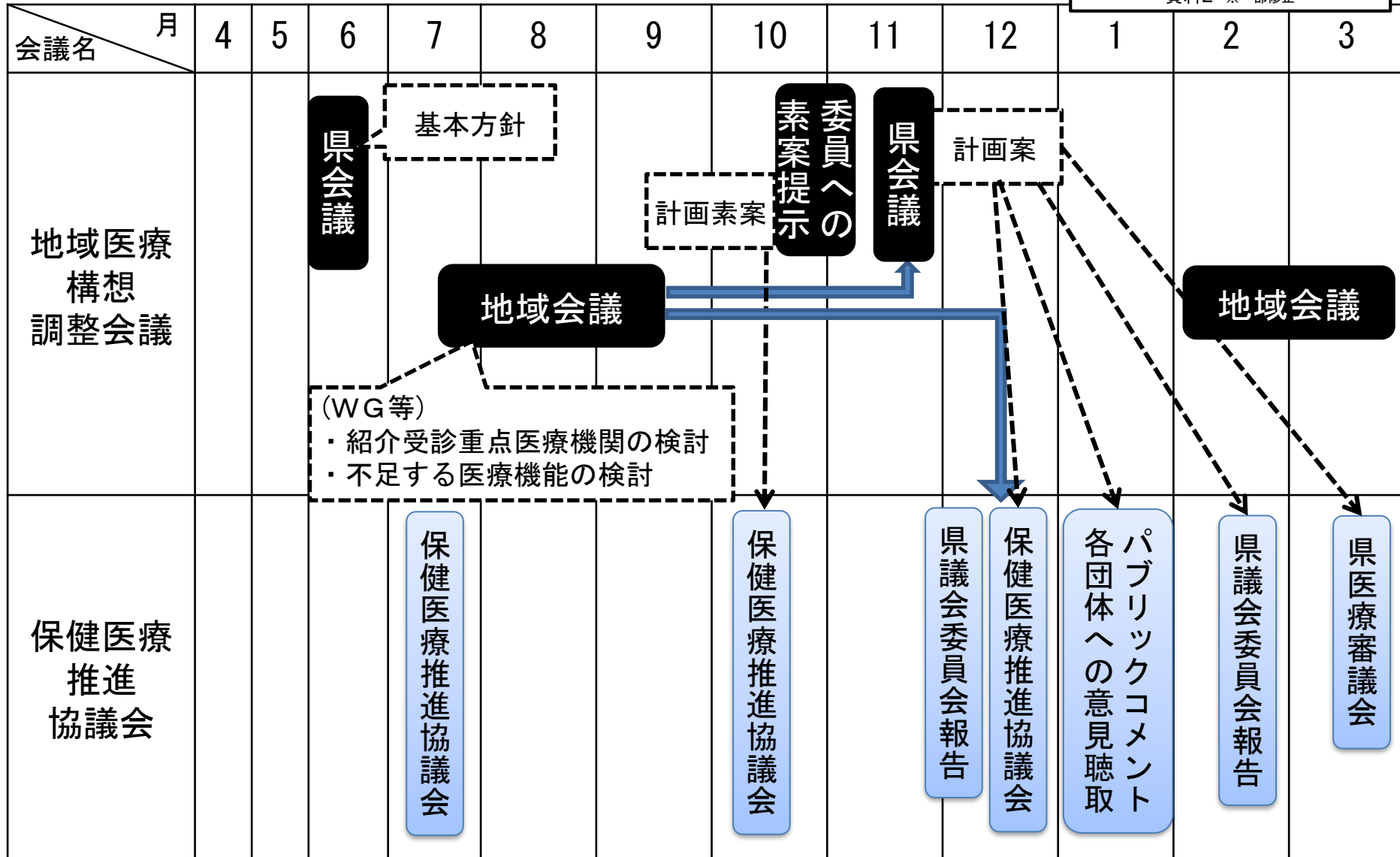
計画素案に対する委員からの御意見（外来医療計画以外）

- 第8次熊本県保健医療計画（外来医療計画）素案について、委員に対し意見照会を実施。
- 外来医療計画以外に関する委員からの御意見は次のとおり。

委員	御意見	県の回答
伊藤委員	診療所開設の都市部への集中や診療所医師の高齢化、後継者不足は、歯科診療所においても同様の課題がある。 さらに、障がい歯科や訪問歯科、歯科衛生士、歯科技工士の確保など、地域の歯科医療提供体制（歯科外来）に不可欠な課題についてもこれまでは、歯科医師会や個々の診療所の自主的な取組みが主体であった。 このような課題は、今後ますます厳しくなることが予想されるため、第8次保健医療計画の中で漏れることなく対策等を記述いただきたい。	全てのライフステージで県民がかかりつけ歯科医を持つ必要性を高めることで身近なところに歯科診療所の設置も進むことから、かかりつけ歯科医の普及啓発に取り組みます。また、障がい歯科、訪問歯科の推進について、歯科衛生士・歯科技工士の確保についても重要と考え、取組みを推進することとしています。以上については、本計画の第3章第3節第7項「歯科保健医療」、第4章第2節「歯科医師」第4章第6節「歯科衛生士・歯科技工士」等で記載しております。
高橋委員	看護師の確保を強調する必要がある。	看護師確保につきましては、本計画の第4章第4節「保健師・助産師・看護師・准看護師」において記載し、数の確保に向けた取組みについても推進していくこととしております。

熊本県外来医療計画（熊本県第8次保健医療計画）の策定スケジュール

第7回熊本県地域医療構想調整会議
(令和5年6月2日)
資料2 ※一部修正



※保健医療推進協議会で、熊本県第8次保健医療計画を協議